



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知・2件（都市計画・モノレール課）…………… 1

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件（中部土木事務所）…………… 3

告 示

沖縄県告示第407号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊是名村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 伊是名村（内花地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和 7 年 9 月 2 日から令和 8 年 3 月16日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第408号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宜野湾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宜野湾市大山
- 2 公共測量を実施する期間 令和 7 年 9 月 5 日から令和 8 年 2 月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第409号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市平良字西里及び字東仲宗根
- 2 公共測量を実施する期間 令和 7 年 8 月 6 日から令和 8 年 2 月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和7年10月28日から令和8年3月2日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。

令和7年10月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーアス沖縄豊崎 豊見城市字豊崎3番地35
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号 代表取締役 大友浩嗣
- 3 届出年月日 令和7年10月6日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日 次の表のとおり
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。）
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和7年10月28日から令和8年3月2日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。

令和7年10月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市字豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号 代表取締役 伊藤光博、大和リース株式会社 大阪府大阪府中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 北哲弥
- 3 届出年月日 令和7年10月6日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日 次の表のとおり
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。）
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年10月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年10月16日 沖縄県指令土第759号、令和 7 年10月 7 日 沖縄県指令土第771号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字新垣上原21番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小那覇256番地の 1 友利英和
- 5 検査済証番号 令和 7 年10月 7 日 第5018号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年10月 7 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年10月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年10月10日 沖縄県指令土第730号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字仲順後原462番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市字登川2176番地18 嘉手苅博輝
- 5 検査済証番号 令和 7 年10月 8 日 第5019号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 9 月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年10月28日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年11月22日 沖縄県指令中土第4710号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間佐久川原605番 2 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字当間605番地 仲松応彌
- 5 検査済証番号 令和 7 年 9 月 3 日 C第713号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 8 月 7 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年10月28日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 8 月22日 沖縄県指令中土第2850号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字和宇慶宇志真原781番122及び781番114のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字幸地370番地の 1 （シティーコート501号） 仲村和茂
- 5 検査済証番号 令和 7 年 9 月18日 C第714号

6 工事完了年月日 令和 7 年 9 月 1 日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地 1